

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 新エンジェル税制

**Q** : エンジェル税制が改正になったとか。どのようになったのですか？

**A** : 一定の特定中小企業に出資した金額のうち1,000万円までの金額が寄附金控除の対象になることとなりました。

### 【解説】

新エンジェル税制の概要は、次のとおりで、この4月1日以後取得する株式から適用されます。

- ① 特定新規中小企業者に該当する株式会社で、設立後の期間が1年未満のものその他財務省令に定めるものについて、
- ② その株式の発行に際して、その株式を居住者等が払い込みにより取得する場合に、
- ③ その特定新規株式の取得に要した金額について、総所得金額の40%か1,000万円のいずれか低い金額を、
- ④ 寄附金控除として総所得金額から控除することができる。

つまり、一定の要件を満たす特定新規中小会社に対する投資については、出資金額から5,000円を控除した金額について、寄附金控除が受けられることとなり、ベンチャー企業に対する投資については、大きなインセンティブを与える改正となっています。

なお、特例対象となった株式を譲渡した場合には、その払込額のうち寄附金控除の適用を受けた金額は、取得価額から控除して譲渡所得の計算をすることとなっていますので、注意が必要です。

